

株式会社の機関に関する 会社法での改正点Q & A

制度調査部
堀内勇世

上場会社を念頭に

【要約】

来年5月の施行が予定されている「会社法」では、株式会社の機関（株主総会、取締役会など）に関しても改正が行われている。

ここでは、株式会社の機関に関する改正点のうち、投資家にも重要と思われる点を、Q & Aの形式で取り上げる。

なお、上場会社を念頭に置いている。

< 前 提 >

株式会社の機関とは、具体的にいうと、株主総会や、取締役会などのことです。

会社法における「株式会社の機関」に関する改正点のうち、投資をなされる方にも重要なと思われる点を取り上げます（*）。

ここでは、上場会社を念頭において、お話させていただきます。

（*）会社法における「株式会社の機関」に関する改正点については、次のレポートもご参照ください。

・「会社法の概略 ～ 株式会社の機関」（堀内勇世、2005.5.30 作成）

< 目 次 >

Q 1	会社法の成立日、施行日についてお教えてください。……………	P . 2
Q 2	上場会社の機関設計について、お教えてください。……………	P . 2
Q 3	株主総会について、お教えてください。……………	P . 3
Q 4	取締役、取締役会について、お教えてください。……………	P . 4
Q 5	監査役について、お教えてください。……………	P . 6
Q 6	会計監査人について、お教えてください。……………	P . 7
Q 7	会計参与について、お教えてください。……………	P . 7

Q1 会社法の成立日、施行日について教えてください。

A2

「会社法」自体は、今年（平成 17 年）の 6 月 29 日成立し、7 月 26 日に公布されています。基本的な施行日については、会社法の附則という部分で、「公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日」と決まっています。簡単に言ってしまえば、「公布の日から 1 年 6 ヶ月以内の政令で定める日」と決まっています。現在、この施行日を定める政令は出ておりません。

もっと、会社法の案を作成した法務省の方が、雑誌や単行本で記載しているところによれば、来年、平成 18 年の 5 月中の施行を目指しているようです。従って、基本的な施行日は、平成 18 年 5 月になると考えられます。

なお、ここでは取り上げませんが、「合併等の対価の柔軟化」の部分^(注 1)、つまり「三角合併など」の部分の施行日は、1 年先送りとされています。つまり、再来年、平成 19 年の 5 月中に施行されることとなります。

(注 1) 「合併等の対価の柔軟化」や「三角合併など」については、次のレポートをご参照ください。

- ・「新会社法と M & A」(吉川満他、2005.7.6 作成)
- ・「会社法の概略 ~ 計算、組織再編、設立」(堀内勇世、2005.5.30 作成)
- ・「図説 会社法案と M & A に関する Q & A」(横山淳、2005.5.19 作成)

図表 1 会社法の設立、公布、施行

成立	平成 17 年 6 月 29 日
公布日	平成 17 年 7 月 26 日
施行日	「公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日」より施行。 現状、「平成 18 年 5 月」の見込み。 なお、「合併等の対価の柔軟化」の施行については、更に 1 年先送り。

Q2 上場会社の機関設計について、教えてください。

A2

機関設計とは、どのような機関を置くかということです。確かに、会社法では、資本金の小さな会社などは、いろいろな機関設計が取れるようになっていきます。しかし、上場会社の場合^(注 2)に限っていえば、原則として、現在の機関設計と同じ、2 種類の形態に限定されています。

一つ目が、株主総会以外に、「取締役会と監査役会と会計監査人」を置く形態です。会社法で、「監査役会設置会社」と言われる形態です。二つ目が、「取締役会と委員会等と会計監査人」を置く形態です。会社法で、「委員会設置会社」と言われる形態です。

図表 2 上場会社の機関設計（基本）

取締役会 + 監査役会 + 会計監査人
取締役会 + 委員会等 + 会計監査人

この2つが、上場会社の機関設計の基本です。

なお、会社法では、それぞれの場合に、「会計参与」という新しい機関を置くことも可能とされています。しかしながら、会計参与は、会計監査人による外部からのチェックを受けていない中小企業において、計算書類の信頼性を高めるために創設された機関です。それゆえ、会計監査人による外部からのチェックを受けている上場会社では、設置されないと思われま

す。会計参与については、後ほどお話をさせていただきます。

（注2）会社法では、「上場会社」という用語は用いていません。上場会社は、ほぼ会社法でいうところの「『公開会社』かつ『大会社』」である株式会社に当たるといえます。そこで、ここでは、「『公開会社』かつ『大会社』」である株式会社の場合に関する規制を、上場会社に関する規制と読み替えて、説明させていただいております。

会社法でいう「公開会社」とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことです（会社法2条5号）。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことです。

また、会社法でいう「大会社」とは、資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社のこと（会社法2条6号）

なお会社法上の「公開会社」や「大会社」について定義については、次のレポートをご参照ください。

- ・「新生『会社法』の気になる用語Q & A（1）」（横山淳、2005.6.30作成）
- ・「会社法の概略 ～方針、会社類型、用語」（堀内勇世、2005.5.27作成）

Q 3 株主総会について、お教えてください。

A 3

< 株主提案権 >

最初に、株主総会そのものではないかもしれませんが、株主提案権を取り上げさせていただきます。

ちょっと前になりますが、M&Aコンサルティング（代表取締役：村上世彰氏）の関連ファンド、つまり、いわゆる村上ファンドが、大阪証券取引所に対して行った株主提案が、新聞で取り上げられていました。これ以外にも行われているようで、株主さんから、株主総会の議案などが提案されるということは、珍しくないことになりつつあるといえそうです。そこで、これからも話題になることあると思われま

すので、ここで取り上げさせていただきます。会社法では、株主提案を行うには、原則、以下の要件をみたさなければなりません^(注3)。

‘ 総議決権の1%以上 ’ もしくは ‘ 300 個以上の議決権 ’ を保有
 6ヶ月間継続して保有
 株主総会の8週間前までに行使
 議決権行使できること

この ~ の要件は現行商法でもこのとおり定められています。また の要件は現行商法では定められていません。この点については、解釈上議論があったようですが、実際上問題となったことがあったとも聞いたことがありません。それゆえ、現行制度や現行実務を大きく変えるというものではないということができます。したがって、原則的には、会社法の株主提案権は、現行商法の株主提案権と大きく変わっていないということができます。

しかし注目していただきたいのは、会社法では、例外的に、定款により ~ の要件を緩和できるようになっている点です。例えば、 の要件の後半を、「300個以上の議決権」から、「1個以上の議決権」と緩和することも、会社法上は可能です。

そこで、今後、「株主提案権の要件を緩和する」というような、株主提案がなされるかも知れません。

(注3) 会社法上の株主提案権については、次のレポートをご参照ください。
 ・「株主提案権に関する改正」(堀内勇世、2005.7.29 作成)

< 決議要件の加重 >

続いて、株主総会に関連して取り上げさせていただきますのが、「株主総会の決議要件を定款で加重すること」ができるようになったことです。つまり決議がされにくくすることが可能となっています。

例えば、会社法では、いわゆる「普通決議」は、原則として、 総議決権の過半数が参加し、その過半数の賛成が必要とされています。これを、 の部分を加重して、 総議決権の過半数が参加し、その3分の2の賛成が必要とすることも可能です。これは、いわゆる特別決議の決議要件です。

このように決議要件を加重することが、実際にあるのでしょうか。可能性が高いものとして、後で取り上げます、取締役の解任決議があります。この話の続きは、Q4の「取締役、取締役会」のところさせていただきます。

Q4 取締役、取締役会について、お教えください。

A4

< 取締役の解任決議 >

一つ目は、今お話しした、株主総会での、取締役の解任決議についてです。

現行商法では、取締役の解任決議は、「特別決議」とされています。つまり、原則、 総議決権の過半数が参加し、 その3分の2の賛成が必要とされています。

しかしながら、会社法では、株主の意向を会社経営に反映させるための手段の一つとして、取締役

の解任決議は、原則、総議決権の過半数が参加し、その過半数の賛成が必要とされる「普通決議」とされています。もっとも、会社法の場合、先ほどお話ししたように、決議要件を加重することができます。例えば、特別決議とすることも可能となっています^(注5)。

なぜこの点に着目したかという点、次のような理由によります。「取締役の解任決議を、原則、普通決議とする改正」は、敵対的買収をしやすくするものであるとの見方があります。そこで、敵対的買収に対する防衛策として、取締役の解任決議の決議要件を加重すべきとの考え方もあるからです。今後、防衛策として、取締役の解任決議の決議要件を加重しようとするところも出てくるのではないのでしょうか。

なお、監査役の解任決議は、特別決議のままですのでご注意ください^(注6)。

(注5) 取締役の解任決議については、会社法 341 条、342 条等をご参照ください。

(注6) 監査役の解任決議については、会社法 343 条等をご参照ください。

< 取締役の責任 >

二つ目は、取締役の責任についてです。ここでは簡単に見ておくことにします。

現行法では、一定の結果が生じると、取締役に問題があったか、ないかにかかわらず、損害賠償などの責任を負わすことがあります。このようなことを「無過失責任」といっています。しかし、取締役に問題がなくても責任を負わすというのは、取締役の萎縮をもたらすなどのマイナス面もあり、適当とはいえません。また、現行法においては、監査役設置会社では無過失責任とされている一方で、委員会等設置会社では無過失責任とされていない場合もあります。

そこで、会社法では、取締役の責任について、取締役に問題があった場合にのみ責任を負わせるという、過失責任を原則としています。ただし、このことは、簡単に取締役が責任を逃れられるということを意味するものではありません。取締役が、自分に問題がなかったことを自ら証明しないと、責任を逃れられないようにするなどの工夫もなされているからです。

なお、無過失責任がすべてなくなったわけではありません。例えば、自己のために会社と直接に利益相反取引をした取締役は、無過失責任とされています。

< 内部統制システムの構築の基本方針 >

会社法では、大会社の取締役会で、「いわゆる内部統制システムの構築の基本方針」を決定しなければならないとされています^(注7)。

ここでは、「内部統制システム」という語句を用いましたが、会社法では、この語句を用いておりません。ここでいう「内部統制システム」を、会社法的に言い換えれば、次のようになります。

取締役の職務の執行が法令や定款に適合することなど、会社の業務の適正を確保するための体制

今後つくられる法務省令で、もう少し具体化すると思われませんが、実際にどのようなことが決定されるのかは、今後の議論や実例などに注目していく必要があります。

なお、現行法でも、委員会等設置会社では、会社法と同じとは言いかねますが、「いわゆる内部統制システムの構築の基本方針」を取締役会で決定することになっています。

(注7) 会社法上の株主提案権については、次のレポートをご参照ください。

・「新生『会社法』と内部統制システム」(横山淳、2005.9.16 作成)

Q 5 監査役について、お教えてください。

A 5

< 監査役の人数等 >

会社法では、監査役会設置会社、つまり監査役会を設置する会社は、監査役が3人以上で、その半数以上は社外監査役でなければなりません^(注8)。現行法上でも、同様な規定があります(ただし、現在、経過措置などの関係で、この条件をみたしていない監査役会設置会社もありえます。)

社外監査役の会社法上の定義^(注9)は、簡単にいうと、過去に、その会社と子会社^(注10)の取締役・使用人などになったことがない監査役とされています。なお、監査役は、その会社と子会社の取締役・使用人などの兼職が禁止されています^(注11)。

(注8) 監査役の人数等については、会社法 335 条 3 項をご参照ください。

(注9) 社外監査役の定義については、会社法 2 条 16 号をご参照ください。

(注10) (注11) 会社法上の「子会社」の定義については、次のレポートをご参照ください。

・「会社法上の親子会社の定義 Q & A」(堀内勇世、2005.8.19 作成)

(注11) 監査役の兼職の禁止については、会社法 335 条 2 項をご参照ください。

< 社外監査役の実任限定契約制度 >

このような社外監査役について、会社法では、責任限定契約制度^(注12)が整備されました。これは、あらかじめ契約で、損害賠償責任の上限額を確定しておくものです。現行法でも、社外取締役には同様な制度が存在します。

もっとも、どんな場合も、その上限額が限度となるわけではありません。故意に損害を会社に生じさせた場合や、故意に行ったのと同視しうるようなミスで損害を会社に生じさせたような場合は、その上限を超えて損害賠償することになります。このことを、ちょっと法律的にいうと、「責任限定契約制度が意味を持つのは、その社外監査役が善意無重過失のときに限られている」というような言い方になります。

また、その上限額についても、会社法上の制約があります。「定款で定めた額の範囲内で予め定めた額」と、「報酬の2年分とストックオプションがある場合にはその相当額を加えたもの」のいずれかの高い額になるとされています。

そして、定款の規定が必要となりますので、勝手に代表取締役などが決められるようにはなっていません。

会社法が施行されると、この社外監査役の実任限定契約制度を導入するため、定款変更などを行うところも出てくるでしょう。

(注12) 責任限定契約制度については、会社法 427 条をご参照ください。

Q 6 会計監査人について、お教えてください。**A 6**

会社法でも、現行法でも、大会社では、つまり「資本金 5 億円以上又は負債総額 200 億円以上」の株式会社では、会計監査人を設置しなければなりません^(注13)。会計監査人となるのは、公認会計士又は監査法人です。この会計監査人は、会社法や現行法上の計算書類を外部の専門家の目でチェックしており、会社の適正な活動を担保するための仕組みの一つとなっています。

現行法では、この会計監査人に対する株主代表訴訟の制度は整備されていません。しかしながら、その活動が株主に与える影響等が加味され、会社法では、会計監査人に対する株主代表訴訟の制度が整備されました^(注14)。会社法の施行後、会計監査人に対して株主代表訴訟が起こされることがあるかもしれません。

ただしその一方で、会社法では、社外取締役や社外監査役とのバランスなどが考慮され、先ほど Q 5 でお話ししたような「責任限定契約制度」などが整備されています^(注15)。それゆえ、会社法が施行されると、この会計監査人の責任限定契約制度を導入するため、定款変更などを行うところも出てくるでしょう。

(注 13) 会計監査人の強制設置の範囲については、会社法 327 条、328 条をご参照ください。

(注 14) 株主代表訴訟制度については、会社法 847 条をご参照ください。

(注 15) 責任限定契約制度については、会社法 427 条をご参照ください。

Q 7 会計参与について、お教えてください。**A 7**

先ほど、Q 2 でお話しさせていただいたように、上場会社では、「会計参与」^(注14)は設置されないと思っています。しかしながら、会社法上は設置することも可能とされていますので、簡単にお話しさせていただきます。

「会計参与」とは、会社の内部で取締役等とともに貸借対照表や損益計算書などの「計算書類」の作成に携わる税理士・公認会計士等のことです。つまり、「会計参与」制度とは、計算書類の作成段階から専門家がかかわっていくことで、その計算書類の正確性を確保しようとする制度です。

先ほどもお話ししたように、この会計参与は、会計監査人による外部からのチェックを受けていない中小企業において、計算書類の信頼性を高めるために創設された機関です。ですから主に、中小企業での利用が見込まれます。

この会計参与も、会社の機関であるので、株主代表訴訟の対象にするなどの制度整備も行われています。

(注 14) 会計参与については、次のレポートをご参照ください。

・「会計参与に関する Q & A」(齋藤純、2005.8.23 作成)